

トラブル防止とQ & A

5万円の過料より怖い
「デジタルタトゥー」から店を守る対策

よくある質問① 場所と態様

- 01 チラシ配り（風俗関連営業以外）
 - ①不特定多数を対象⇒○（通行を妨げないこと）
 - ②相手を特定して勧誘⇒×

- 02 声かけ（風俗関連営業以外）
 - ①敷地内で不特定多数を対象⇒○
 - ②相手を特定しての勧誘⇒×
 - ③路上で通行を妨げる⇒×

よくある質問② 挨拶や案内

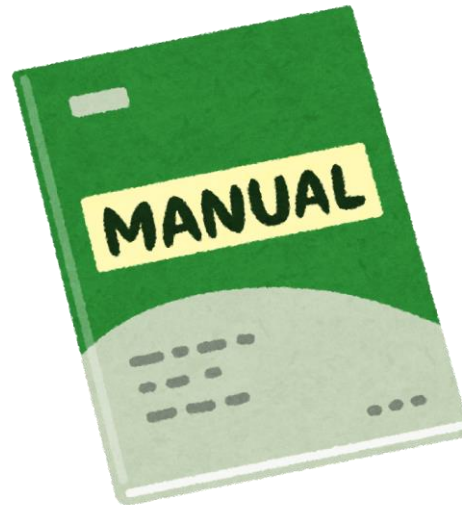
『いらっしやいませ』というあいさつや、道を聞かれた際の案内は規制されません。
しかし、それをきっかけに店舗への勧誘を始めれば、客引き行為となります。

- 基準
- ①相手が望まない誘いを行っているか
 - ②路上で通行の妨げになっているか

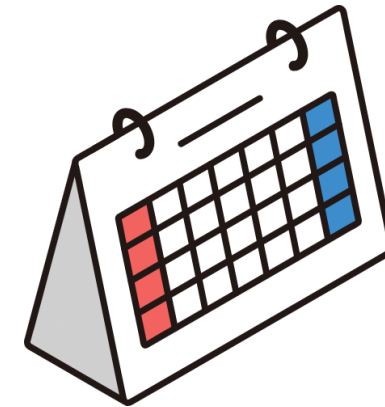
事業者としての防衛策



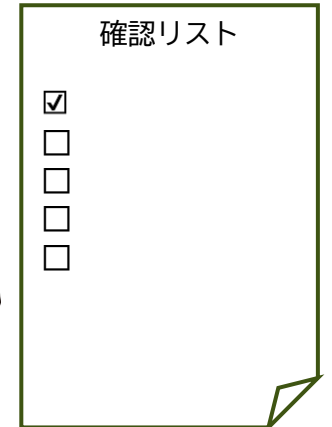
契約書



マニュアル



教育記録



事業者の皆様へのお願い①

条例の対象は「客引きをする個人」だけではありません。
「その行為を黙認・指示した店舗・事業者」も厳しく問われます。

01 従業員教育の徹底

客引き行為が違反行為であることを、アルバイトを含む全従業員に周知してください。

マニュアルを整備して、適正な集客方法を明記しておいてください。

事業者の皆様へのお願い②

「従業員が勝手に行った」等の言い訳は通用しません。日頃からの指導記録を付けるなど、管理責任を果たしてください。

どのような行為が禁止行為にあたるのかは、概要の「禁止行為の定義」をご覧ください。

02 店舗前管理の徹底

店外での過度な呼び込みは控え、看板やメニュー表でのPRに留めてください。

事業者の皆様へのお願い③

03 通報協力をお願い

悪質な客引きグループを見かけた際は、速やかに警察または市役所窓口へ通報をお願いいたします。LINEでの通報にご協力ください。

皆様の協力が、安心できる街への近道です。

福島市の公式LINE登録はこちら



本市が、誰もが安心して歩ける、活気ある街であり続けるためには、行政の力だけでなく、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

行政指導を受けてしまったら

指導を受けた場合は、速やかに指示に従い、行為を中止してください。

初回の指導で対応すれば、罰則を避けることができます。

連続して指導を受けることが無いように、現場のスタッフが指導を受けたことを雇用主に報告するよう指導をお願いします。

安心できる街へ

今回の条例改正は、誰もが安心して楽しめる街にしていくためのものです。

ルールを守るお店が増えることで、街全体の魅力が高まり、結果として全てのみなさまに利益をもたらします。

条例の趣旨を理解し、公正な店舗運営にご協力をお願いいたします。

事業者のみなさんへ

改正条例の詳細は福島市ホームページをご覧ください。

福島市 客引き防止

検索



担当部署：福島市 市民・文化スポーツ部 生活課

電話番号：024-525-3787